

# 小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正について意見を募集します。

喫緊の課題となっている待機児童の解消に向けて、家庭的保育事業等の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業開設を促すため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、本市の規則を改正することについて、市民の皆さんからの意見を募集いたします。

## 1 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等を明記の上、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭によるご意見はお受けできません。

### （1）郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市役所 保育課保育施設係あて

### （2）FAXの場合

FAX番号：0465-33-1456 保育課保育施設係あて

### （3）市ホームページ上の投稿フォームを利用する場合

市ホームページのトップページ中央「パブリックコメント募集中」のバナー（画像）、

⇒「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正」

内の意見投稿フォームで投稿してください。

### （4）直接持参する場合

小田原市役所5階 保育課 ※午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

## 2 意見提出期間

令和元年 5 月 15 日（水）から令和元年 6 月 13 日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

## 3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別回答や提出いただいた書類の返却はいたしません。ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性がありますので、ご承知おきください。

## 4 問い合わせ先

小田原市 子ども青少年部 保育課 保育施設係 電話 0465-33-1642

FAX 0465-33-1456